

# 令和5年度 深川市労働基本調査票

調査基準日	令和5年11月1日
問合先	深川市商工労働観光課 商工労政係 電話26-2264
提出期限	令和6年1月12日(金)

この調査は、労働行政施策の基礎資料とするため、市内事業所に働く労働者の実態を統計により把握するものです。

記入内容を統計以外の目的に使用したり、他にもらしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

〔記入方法〕

1. 本年11月1日現在の内容を記入してください。
2. 回答が選択箇所のところは、該当する番号を一つだけ○で囲んでください。
3. 項目によって、内容を複数記入しなければならない場合は、主なものを記入してください。
4. 次の①～③のとおり、深川市内の事業所について回答してください。
  - ①本店が他市町村にある場合は、深川の支店・営業所を1事業所として回答してください。
  - ②本店が深川で支店・営業所が他市町村にある場合は、他市町村の支店・営業所は除外してください。
  - ③深川市内に本店・支店・営業所がある場合は、その合計を記入してください。

## I. 事業所に関する事項

### 1. 事業所の概要

事業所名		業種	1.建設業 2.製造業 3.卸小売業・飲食店 4.サービス業 5.その他 ※1
所在地	深川市 (Tel. — )	組織形態	1.法人 2.個人 3.その他
記入者		本店所在地	1.深川市内 2.深川市外

※1＝別紙「産業分類表」を参照してください。

### 2. 従業員について

〈2-1〉従業員数（事業所代表者や役員報酬を受けている役員は除いてください。）

区分		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計	計のうち障がい者	計のうち深川市民
A 常用労働者	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
B 季節労働者 〔※2〕	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
C 臨時労働者 〔※3〕	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
D パート労働者 〔※4〕	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
E 派遣労働者	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※2「季節労働者」＝業務繁忙期に雇い入れる労働者で、勤務時間が常用労働者と同じで雇用期間が1年未満の労働者。

※3「臨時労働者」＝勤務時間が常用労働者と同じで、一定期間(1年未満)臨時的に雇われる者。

※4「パート労働者」＝常用労働者より短い勤務時間で働いている者。



## 5. 物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響について

〈5-1〉調査基準日時点における物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響について

- 1.大きく影響がある（売上 50%以上減）
- 2.影響がある（売上 10~49%減）
- 3.あまり影響はない（売上 1~9%減）
- 4.まったく影響はない

〈5-2〉事業の今後の見通しについて

- 1.事業規模を拡大していく
- 2.現在の事業規模を維持する
- 3.事業縮小を考えている
- 4.閉店や廃業を考えている

〈5-3〉雇用状況について

- 1.従業員数を増やした
- 2.従業員数を減らした
- 3.従業員数は変わらない

〈5-4〉テレワークの導入状況について

- 1.以前から導入している
- 2.新型コロナウイルス感染症の影響により導入した
- 3.今後導入予定
- 4.導入する予定はない

## 6. 一般事業主行動計画について

〈6-1〉一般事業主行動計画の策定状況

- 1.策定済み
- 2.策定を検討中 → { ①今年度中に予定
- 3.未策定 { ②次年度以降に予定
- 4.策定の予定なし

※一般事業主行動計画とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員 101 人以上の企業は、行動計画の策定・届出等が義務付けられています。

## 7. 雇用に関する課題と取組について

〈7-1〉雇用に関する問題点（複数回答可）

- 1.求人に対する応募数が不足している
- 2.採用に当たり条件に適した人材が不足している
- 3.従業員の高齢化
- 4.中堅となる人材が育たない
- 5.事業を継承する人材がいない
- 6.特になし
- 7.その他（ )

〈7-2〉働き方改革として実施している取組（複数回答可）

- 1.正規・非正規に関わらない均等・均衡待遇の確保
- 2.非正規従業員の正規従業員への転換
- 3.労働基準法第 36 条に基づく協定の遵守
- 4.病気の治療と仕事の両立
- 5.定年延長等の高齢者の就業促進
- 6.特になし
- 7.その他（ )



## Ⅱ. 常用労働者の状況

- ① ここからは、常用労働者についてお答えください。(1ページの事業所に関する事項の従業員数で、「A常用労働者」の欄に人数を記入した事業所に伺います)
- ② 常用労働者がいない場合は、8ページの「Ⅲ.季節、臨時、パート労働者の状況」へお進みください。

### 1. 常用労働者数 (男女の合計人数は、1ページの「A常用労働者」の人数と一致します。)

※障がい者の人数を( )内に記入してください。

#### <1-1>職種別常用労働者数

	事務職	技術職	労務職	計
男	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )
女	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )

※事務職・技術職・労務職については、記入の手引きをご覧ください。

### 2. 新規採用・離職状況 (常用労働者の採用)

#### <2-1>令和5年4月以降の採用

- 1.採用した(採用人数を記入してください) →
- 2.採用しなかった(理由を選択してください)

↓

①先行き不透明(現状維持)
②人件費抑制(経営の合理化)
③人材不足
④その他( )

	男	女
①中学卒	人	人
②高校卒	人	人
③短大卒	人	人
④大学・大学院卒	人	人
⑤専修学校等卒	人	人
⑥その他	人	人

#### <2-2>令和6年4月以降の採用予定

- 1.採用予定(採用人数を記入してください) →
- 2.採用予定なし
- 3.未定

①中学卒	人
②高校卒	人
③短大卒	人
④大学・大学院卒	人
⑤専修学校等卒	人
⑥その他	人

#### <2-3>過去3年以内に新規採用した者で、離職した者の有無

- 1.いる(事業主都合: 人、自己都合: 人)      2.いない

### 3. 労働時間

#### <3-1>1日の所定労働時間

- ①7時間以下      ②7時間超~7時間30分以下
- ③7時間30分超~8時間以下      ④8時間超( 時間 分)

※週によって労働時間が変わる場合は、4週間の平均で判断してください。

#### <3-2>1週間の所定労働時間

- ①38時間以下      ②38時間超~40時間      ③40時間超( 時間 分)

<3-3>1 日あたりの休憩時間

- ① 45 分以下      ②45 分超～60 分以下      ③60 分超（ \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分）

<3-4>年間の時間外労働時間      1 人平均 \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分

<3-5>ワークシェアリングについて

- ① すでに実施している      ②検討中      ③実施の予定なし

※ワークシェアリング～1 人当たりの労働時間を減らして、仕事を分かち合うことにより雇用を創出・維持すること。

## 4. 賃金・手当

<4-1>基本給（月額）

令和5年11月分の賃金をベースに、年齢階層区分ごとに1人当たりの平均的な基本給（各種手当を除く）を記入してください。

※職種で賃金が異なる場合は、主な職種で判断してください。  
※基本給＝本俸、職能給、役職給、技能給、特殊勤務手当などをいう。（奨励給、歩合給、家族手当・住宅手当・通勤手当等の生活補給給、時間外手当は除く）

	男	女
20歳未満	円	円
20～24歳	円	円
25～29歳	円	円
30～34歳	円	円
35～39歳	円	円
40～44歳	円	円
45～49歳	円	円
50～54歳	円	円
55～59歳	円	円
60歳以上	円	円

<4-2>各種手当

①扶養手当	1.ある	2.ない
②通勤手当	1.ある	2.ない
③住宅手当	1.ある	2.ない
④燃料手当	1.ある	2.ない
⑤時間外手当	1.ある	2.ない
⑥夏期手当	1.ある	2.ない
⑦年末手当	1.ある	2.ない
⑧決算手当	1.ある	2.ない
⑨その他手当 ( )	1.ある	2.ない

<4-3>昇給等

令和4年12月から令和5年11月までの実績で記入してください。

- 1.定期昇給またはベースアップあり      2.引き上げなし      3.引き下げた

<4-4>初任給（月額）

		中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	修 士 ・ 博 士
事 務 職	男	円	円	円	円	円
	女	円	円	円	円	円
技 術 職	男	円	円	円	円	円
	女	円	円	円	円	円
労 務 職	男	円	円	円	円	円
	女	円	円	円	円	円

※採用が無い場合でも給与規定等によりその想定額が記入できる場合は記入してください。



## 6. 諸制度の実施状況

### <6-1>諸制度

①労働組合	1.ある	2.ない	④社会保険	1.ある	2.ない	⑦労災保険	1.ある	2.ない
②労働協約	1.ある	2.ない	⑤厚生年金	1.ある	2.ない	⑧健康診断	1.ある	2.ない
③就業規則	1.ある	2.ない	⑥雇用保険	1.ある	2.ない	⑨互助会	1.ある	2.ない

### <6-2>定年について

1.ある      2.ない

- ・定年年齢
  - ①60歳未満（    歳）    ②60歳    ③61歳    ④62歳    ⑤63歳    ⑥64歳
  - ⑦65歳以上（    歳）
- ・定年後の雇用
  - ① ない    ②継続雇用制度で雇用    ③就職斡旋    ④その他（                      ）
- ・定年の延長
  - ①すでに延長済
  - ②今後、定年延長を検討
  - ③定年延長の予定なし
  - ④未定

※高齢者雇用安定法改正(H25.4.1 施行)により、「65歳までの定年の引上げ」「65歳までの継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置を実施する必要があります。

### <6-3>退職金制度

1.ある      2.ない

- ↳ ・該当する制度（複数回答可）
  - ①労働協約・就業規則による自社制度      ②慣例またはその都度支出
  - ③中小企業退職金制度      ④建設業退職金共済制度      ⑤特定退職金共済制度
  - ⑥生命保険会社の企業年金      ⑦その他（                      ）

## Ⅲ. 季節、臨時、パート労働者の状況

①ここからは、季節、臨時、パート労働者についてお答えください。

（1ページの事業所に関する事項の従業員数で「B季節労働者」「C臨時労働者」「Dパート労働者」の欄に人数を記入した事業所）

②季節、臨時、パート労働者の処遇が個人によって異なる場合は、人数の最も多い区分により記入してください。

### 1.従業員数

（男女の合計人数は、1ページのI.事業所に関する事項の従業員数の「B季節労働者」「C臨時労働者」「Dパート労働者」の人数とそれぞれ一致します）

	季 節		臨 時		パ ー ト		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
事務職	人	人	人	人	人	人	人	人
技術職	人	人	人	人	人	人	人	人
労務職	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人



## 2.賃金（1人あたり平均賃金）

	季節（時間給）		臨時（時間給）		パート（時間給）	
	男	女	男	女	男	女
事務職	円	円	円	円	円	円
技術職	円	円	円	円	円	円
労務職	円	円	円	円	円	円

## 3.年次有給休暇付与

	6カ月間継続勤務で、8割以上出勤した者	付与日数			取得日数			
		1~9日間	10日間	11日以上	0日	1~5日間	6~10日間	11日以上
季節	人	人	人	人	人	人	人	人
臨時	人	人	人	人	人	人	人	人
パート	人	人	人	人	人	人	人	人

## 4.臨時労働者の労働条件

### ◆臨時労働者の雇用期間

- |           |       |            |       |
|-----------|-------|------------|-------|
| ① 3カ月未満   | ( 人 ) | ② 3~6カ月未満  | ( 人 ) |
| ③ 6~9カ月未満 | ( 人 ) | ④ 9~12カ月未満 | ( 人 ) |

## 5.パート労働者の労働条件

### <5-1>労働時間と労働日数

#### ■一人1日当たりの平均労働時間

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 2時間未満   | ② 2~4時間未満 | ③ 4~5時間未満 |
| ④ 5~6時間未満 | ⑤ 6~8時間未満 | ⑥ 8時間以上   |

#### ■一人1週間当たりの平均労働日数

- |      |      |      |
|------|------|------|
| ① 1日 | ② 2日 | ③ 3日 |
| ④ 4日 | ⑤ 5日 | ⑥ 6日 |

### <5-2>パート労働者の労働内容

- 1.正規職員と同じ      2.正規職員の補助      3.パート労働者独自の業務

### <5-3>パート労働者への雇入通知書

1.交付している

2.交付していない

- ↳ ①労働契約を書面で締結      ②就業規則を交付      ③口頭で説明  
④何もない      ⑤その他 ( )

### <5-4>パート労働者の就業規則

1.ある → ①正規従業員の就業規則と同じ

2.ない

- ②正規従業員の就業規則にパート労働者に適用する項目を設けている  
③パート労働者のみに適用する就業規則を作成している  
④その他 ( )

〈5-5〉パート労働者の採用理由（3つ以内）

- 1.人件費が割安だから 2.一時的な繁忙を補うため 3.単純作業が多いため 4.人を集めやすいから  
5.正社員の採用が困難だから 6.雇用調整が容易だから 7.正規従業員の補充として  
8.経験・知識・能力のある人を採用したいから 9.その他（ ）

〈5-6〉パート労働者のその他の労働条件

①健康保険	1.ある 2.一部ある 3.ない	⑥時間外割増賃金	1.ある 2.一部ある 3.ない
②厚生年金	1.ある 2.一部ある 3.ない	⑦賞与の支給	1.ある 2.一部ある 3.ない
③雇用保険	1.ある 2.一部ある 3.ない	⑧交通費の支給	1.ある 2.一部ある 3.ない
④労災保険	1.ある 2.一部ある 3.ない	⑨退職金制度	1.ある 2.一部ある 3.ない
⑤健康診断	1.ある 2.一部ある 3.ない	⑩昇給制度	1.ある 2.一部ある 3.ない

## 6.季節労働者について

〈6-1〉令和4年4月以降に季節労働者を通年雇用した者の有無

- 1.ある（ ）人 2.ない

〈6-2〉令和4年4月以降に季節労働者を通年雇用化した際の、通年雇用助成金（ハワークで実施）の利用

- 1.利用した（ ）年 月頃に（ ）人 2.利用していない 3.制度を知らない

以上で調査は終了です。

労働行政に対するご意見・ご要望などがございましたら、ご記入ください。

※調査へのご協力ありがとうございました。お手数ですが令和6年1月12日(金)までに、同封の返信用封筒にて郵送してください。